建経業第298号

建経技第286号

令和６年12月13日

各部局長　様

教育長　様

警察本部長　様

交通基盤部長

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について（通知）

このことについて、令和６年12月６日付けで、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、本県においては、別紙のとおり取り扱うこととしたので併せて通知します。

担　　当　建設経済局建設業課建設業班

　　　　　技術調査課技術調査班

電話番号　０５４－２２１－３０５９

　　　　　０５４－２２１－２１３１

（別紙）

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の

通知に関する取扱いについて

　（目的）

１　この取扱いは、静岡県が発注する建設工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定により、受注者が、請負契約締結前に発注者に通知しなければならないものの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

２　本取扱いの対象は、静岡県が発注するすべての建設工事とする。

　（周知方法）

３　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知に関する取扱いについては、「建設工事等競争契約入札心得」、「入札公告」等により入札等参加者に周知するものとする。（第27条により随意契約に準用する場合を含む。）

なお、「建設工事等競争契約入札心得」を適用しない工事等にあっては、契約担当者は、任意の方法により、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）（以下「落札者等」という。）に周知すること。

　（通知方法）

４　落札者等は、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約締結までの間に、別添様式により、当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、契約担当者に通知しなければならない。

　附　則

　本取扱いは、令和６年12月13日以降に請負契約を締結する工事から適用する。

（別添様式）

年　　月　　日

（発注機関の長）　様

所在地

名称

代表者名

（押印不要）

通　　知　　書

下記のとおり、建設業法第20条の２第２項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

１　工事名：

□　主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

（建設業法施行規則第13条の14第２項 第１号）

発生するおそれのある事象※：（例） 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等のURLを記載又はファイルを別添

※　天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

□　特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（建設業法施行規則第13条の14第２項 第２号）

発生するおそれのある事象※：（例） ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等のURLを記載又はファイルを別添

※　天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

（注）

１　本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第２項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。

２　本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約締結までの間に提出するものとする。

３　「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の高騰のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

４　本通知書により通知した事象が請負契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の２第３項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用マニュアル等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。

５　本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。